

就職時報告について

福岡家庭裁判所後見センター

後見人等に選任されたときは、裁判所が指定した期限までに、次の書類を提出してください。

なお、財産目録については、申立時にも提出していただいている場合もありますが、後見人等として、本人の財産を調査し、裁判所に報告する必要がありますので、申立時と財産目録の内容に変更がない場合でも省略などせず、正確に記載してください（ただし、保佐・補助の場合は財産管理について代理権がある場合のみ）。

1 次の①～④は、必ず提出してください。

- ① 事務報告書（就職時）
- ② 財産目録
- ③ 収支予定表
- ④ 預貯金通帳の写し（コピー）

※コピーをする前に記帳してください。

※コピーをする際、申立時に提出した通帳写し(最後の記帳部分)から連続するように、また、支店名、口座番号、名義人が分かるようにコピーしてください。

※申立日以降に通帳から出金、入金されている場合には、その用途等の説明と疎明資料を添付してください。

2 次の書類は、【条件】に該当する場合に提出してください。

相続財産目録

【条件】ご本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合

以 上